

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和6年10月中旬から下旬にかけて順次発送	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和7年2月上旬	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方につきましては、上記発送時期よりも早く電子送付されます。

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

【問合せ先】	ねんきん加入者ダイヤル
【電話番号】	0570-003-004
【受付時間】	月～金曜日 8時30分～19時まで 第2土曜日 9時30分～16時まで ※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### 1. 現行の被保険者証の新規発行終了について

現行の被保険者証はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行し、令和6年12月2日から現行の被保険者証は新規発行されなくなります。

※令和6年12月1日までに発行された被保険者証は最長で令和7年7月31日まで有効です。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証（健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカード）や有効な被保険者証をお持ちでない方には、申請いただくことなく資格確認書が交付されますので、引き続き医療を受けることができます。

詳細については、東通村税務課または青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。また、マイナ保険証利用に関する問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178（受付時間・平日9時30分～20時 土日祝9時30分～17時30分）

### 2. 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

### 3. 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は東通村税務課窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

《お問い合わせ先》東通村税務課国民健康保険グループ

☎0175-33-2134